

京都市美術館条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第48号）（文化市民局美術館）

京都市美術館について、観覧料及び使用料を改定することとしました。また、観覧料を徴収しない者に関する規定を整備しました。

なお、この改定により観覧料を徴収しないこととする者については、現在、条例の規定により観覧料を免除しています。

1 観覧料の改定

| 区 分 | 観 覧 料（1人につき） | | | |
|--------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|
| | 改 定 前 | | 改 定 後 | |
| | 個 人 | 団 体 | 個 人 | 団 体 |
| 一 般 | 200 ^円 | 140 ^円 | 上限額 500 円 | 上限額 400 円 |
| 小学校の児童及び 中学校の生徒 | 100 | 60 | 上限額 300 円 | 上限額 200 円 |

2 使用料の改定及び駐車場の使用料の設定

| 区 分 | 使用料（1日につき） | | |
|--------------|--------------------------|---------------------|---------------------|
| | 改定前 | 改定後 | |
| 本館の 展示室 | 大 展 示 室 | 14,000 ^円 | 21,000 ^円 |
| | 第 101 号展示室及び第 102 号展示室 | 7,200 | 10,800 |
| | 第 103 号展示室及び第 104 号展示室 | 7,200 | 10,800 |
| | 第 1 0 5 号 展 示 室 | 3,600 | 5,400 |
| | 第 1 0 6 号 展 示 室 | 3,600 | 5,400 |
| | 第 107 号展示室及び第 108 号展示室 | 14,000 | 21,000 |
| | 第 201 号展示室第から 206 号展示室まで | 21,000 | 31,500 |
| | 第 2 0 7 号 展 示 室 | 4,000 | 6,000 |
| | 第 208 号展示室から第 213 号展示室まで | 21,000 | 31,500 |
| 別館の 展示室 | 第 1 展 示 室 | 8,000 | 12,000 |
| | 第 2 展 示 室 | 9,000 | 13,500 |
| 駐 車 場（1台につき） | | | 1,300 |

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

なお、この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、従前どおりとします。

また、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の使用の許可の申請に係る使用料については、改定後の使用料を軽減します。

京都市美術館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第48号

京都市美術館条例の一部を改正する条例

京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「掲げる」の右に「額の範囲内において別に定める」を加え、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を徴収しない。

(1) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する児童

(2) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する生徒

(3) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。）若しくは高等専門学校に在学し、若しくは在校する生徒

(4) 本市の区域内に住所を有し、又は当該区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

別表第1備考以外の部分中

| | |
|------------------|------------------|
| 200 ^円 | 140 ^円 |
| 100 | 60 |

を

」

| | |
|-------|-------|
| 500 円 | 400 円 |
| 300 | 200 |

に改め、同表備考 3 及び 4 を削る。

| | | | | |
|-------------|----------|---|----------|-------------|
| 別表第 2 本館の項中 | 14,000 円 | を | 21,000 円 | に改め、同表別館の項中 |
| | 7,200 | | 10,800 | |
| | 7,200 | | 10,800 | |
| | 3,600 | | 5,400 | |
| | 3,600 | | 5,400 | |
| | 14,000 | | 21,000 | |
| | 21,000 | | 31,500 | |
| | 4,000 | | 6,000 | |
| | 21,000 | | 31,500 | |

| | | | |
|-------|---|--------|----------------------|
| 8,000 | を | 12,000 | に改め、同項の次に次の 1 項を加える。 |
| 9,000 | | 13,500 | |

| | |
|---------------------|-------|
| 駐 車 場 (1 台 に つ き) | 1,300 |
|---------------------|-------|

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の使用の許可の申請に係る使用料に関するこの条例による改正後の京都市美術館条例別表第 2 の規定の適用について

は、同表本館の項中

| |
|----------|
| 21,000 円 |
| 10,800 |
| 10,800 |
| 5,400 |
| 5,400 |
| 21,000 |
| 31,500 |
| 6,000 |
| 31,500 |

とあるのは

| |
|----------|
| 17,500 円 |
| 9,000 |
| 9,000 |
| 4,500 |
| 4,500 |
| 17,500 |
| 26,250 |
| 5,000 |
| 26,250 |

と、

同表別館の項中

| |
|--------|
| 12,000 |
| 13,500 |

とあるのは

| |
|--------|
| 10,000 |
| 11,250 |

とする。

(文化市民局美術館)